

決定した合併協定項目

第8回合併協議会（2頁参照）で決定した合併協定項目は次のとおりです。

2 合併の期日

・平成18年1月1日

3 新市の名称

・南丹市

4 新市の事務所の位置

・新市の事務所の位置は園部町小桜町47番地に置く。園部、八木、日吉、美山の各町に支所を置く。（概ね10年が望ましい。）

20 新市建設計画

・10頁〜15頁に概要版を掲載

12 事務機構及び組織の取扱い

・現在の園部町、八木町、日吉町及び美山町の庁舎並びに関係施設を有効活用した組織及び機構とする。

・新市の組織・機構については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。

その上で、新市の組織・機構については

「新市における組織・機構の整備方針」

に基づき整備する。（5頁参照）

18 町の慣行の取扱い

【市章】

・募集要項にて公募する。

19・12 保育所の取扱い

【保育所数】

・現行のまま新市に移行し、合併後新市域全体での保育所数、地域のバランス、保育ニーズ、幼稚園との関連（幼保一元化）等を踏まえ、検討する。

【保育時間】

・保育時間については、女性の社会進出等により、長時間の保育が求められるが、合併後の最初の4月から、通常の保育時間としては、8時間を原則として次とおりとし、これ以外の時間については、早朝・延長保育にて対応する。

平日 8:30〜16:30
土曜 8:30〜12:00

・ただし、土曜日については、地域の状況に配慮しつつ、集合保育とする。

19・19 小中学校、幼稚園の通学区域等の取扱い

【幼稚園の設置状況】

・現行のまま新市に継承する。受け入れ体制や条件等の統一について、新市において速やかに調整を図る。

19・20 学校教育の取扱い

【幼児教育事業】

・現行のまま新市に継承する。就学前教育の保障・充実の観点から、幼保一元化を積極的に進めるのが望ましく、国府の動向を踏まえながら、新市において速やかに検討を進める。

合併協定項目の決定内容については、紙面の関係上、その一部を抜粋または編集して掲載していますので、ご了承ください。

なお、会議資料については、会議当日に傍聴人に対する閲覧用資料として準備する他、各町役場においても、会議の翌日から閲覧・コピー（有料）することができます。

また、協議会のホームページにおいても、速やかに掲載する予定にしていますので、ご利用ください。

